

## EP (欧州) :ヨーロッパ特許条約の改正点について

ヨーロッパ特許条約 (EPC)において、各種改正・変更がなされました。

### 1. 締約国 / 拡張国の追加

ポーランド(2004年 3月 1日)、アイスランド(2004年 11月 1日)およびリトアニア(2004年 12月 1日)が締約国に追加されました。また、ヨーロッパ特許が拡張される国 (拡張国)に、クロアチア(2004年 4月 1日)、セルビア / モンテネグロ (2004年 11月 1日)、ボスニア / ヘルツェゴビナ (2004年 12月 1日)が追加されました。

\* ( )は受入日を示します。

### 2. 料金の改正

EPC出願についての料金が下記のとおり変更になりました。

		発効日
出願費用		2005年 1月 1日
電子出願	90ユーロ	
紙出願	160ユーロ	
権利回復のための手数料	350ユーロ	2005年 4月 1日
手続の続行のための手数料	200ユーロ	2005年 4月 1日
調査費用		2005年 7月 1日
通常出願 (EP出願)	690ユーロ	
PCT出願	1550ユーロ	
審査請求費用		2005年 7月 1日
通常出願 (EP出願)	1280ユーロ	
PCT出願 (欧州調査報告がないもの)	1430ユーロ	

### 3. 紙による公開公報および調査報告の廃止

欧州特許公開公報および調査報告は、2005年4月1日から、欧州特許庁のウェブサイト(<https://publications.european-patent-office.org>)において公開されることになり、紙による提供は廃止されました。

また、紙による特許公報の提供も、要求があった場合のみとなりました。

### 4. 規則51条(4)の通知に対する応答期間の変更

規則51条(4)に規定されている期間が、4ヶ月となり、延長が認められなくなりました。この結果、特許許可料金等の各種料金の支払い、各種翻訳文の提出は、この期限内に行なわなければなりません。

### 5. 欧州調査報告の拡張

欧州調査報告とともに、PCT出願の調査報告書同様の、特許性についての見解が示されることになりました。この調査報告は、2005年7月1日以後に、欧州特許庁へ出願された特許出願および欧州特許庁へ移行手続がなされたPCT出願に適用されます。

上記特許性の見解が肯定的なものである場合、通常、審査請求費用を支払うことにより、規則51条(4)に基づく通知がされることとなります。一方、上記特許性の見解が否定的なものである場合、補正書を提出することができます。補正書が提出されなかった場合、その見解は、通常の審査請求後の審査において、再度検討されることとなります。

以上